

3月31日軍学共同反対連絡会主催の集いでの講演要旨

軍事研究に関する日本学術会議の2017年声明 —その意義と残された課題— 《後半》

小森田秋夫（神奈川大学）

講演の映像をご覧になることができます。 <https://www.youtube.com/watch?v=vSuBIPGP4n8>

前号に掲載した項目

1. 軍事研究をどのようにとらえたか

- (1) なぜ「軍事的安全保障研究」という新しい言葉を用いたのか。
- (2) 「軍事的安全保障研究」とは何をさすのか
- (3) 「デュアルユース」について
- (4) 基礎研究と応用研究
- (5) 「安全保障技術研究推進制度」をどう評価したか？

本号では上記(5)の最後に位置する「残された課題」から収録します。23号と併せてお読みください。(23号は連絡会HPでご覧になれます。)

【残された課題】

残された課題の第一は、長期にわたって日本の研究者に米軍資金の提供が行なわれ、さらに軍事的安全保障研究にかかわる日本の制度が、全体として「アメリカ化」しようとするなかで、アメリカにおける研究資金制度とその運用について正確に理解しておくことが必要である、ということです。これは検討委員会の中でも調査報告が検討されました。

ここであげたいのは東北大学の例です。東北大学はきちんと基準を設けて対応されていることがわかりますが、この中で④をご覧ください。

“アメリカ国防総省が調達規定として設けている「研究、開発、試験及び評価(RDT&E)」コード「6.1」(科学的発見や新しい発明を目的とした

東北大学における軍事・国防に関する研究等の

基本的考え方

(2014年7月15日研究推進本部)

本学の所属する研究者は、軍事・国防に直接繋がる研究を行ってはならない。なお、軍事・国防関連機関から提供される研究資金を原資とする研究については、以下のいずれにも該当する場合に限り、実施することが出来るものとする。

①「東北大学の使命」、「公正な研究活動のための東北大学行動規範」及び部局の理念等に照らし合わせてそれらと矛盾しない研究であること。

②軍事技術(人間の殺傷、人間環境の破壊を目的とした技術等)及び武器・兵器等の開発・応用に直接繋がる研究ではないこと。

③一般的な人間社会から非人道的な研究と判断されるような研究ではないこと。

④アメリカ国防総省が調達規定として設けている「研究、開発、試験及び評価(RDT&E)」コード「6.1」(科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究を目指す)に該当する研究又はこれに準ずる内容であって、研究成果の公開を原則とするもの。

⑤知的財産権を含む研究成果が、研究資金の拠出元の機関へパイドール法に基づかずには帰属する案件でないこと。

⑥安全保障輸出管理上の規制に抵触せず、手続き上の問題がないこと。

東北大学の使命：…略…、平和で公正な人類社会の実現に貢献する。

行動規範：…略…、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するよう努めなければならない。

基礎研究を目指す)に該当する研究又はこれに準ずる内容であって、研究成果の公開を原則とするもの”これは応募することができるという考え方になっています。

実は安全保障技術推進制度ができる前から東京工業大学が基準を設けていて、この中でもできるとなっていて、米軍の費用については「6.1」がキーワードになっている。「6.1」とは何かというと、ここに公的研究資金についての定義があって、6.1と6.2があります。6.1は基礎研究ということで、特別な応用目的がない場合であり、6.2が応用研究です。

アメリカにおける公的研究資金についての定義

Government-Wide and DOD Definitions of R&D

Basic Research (6.1)

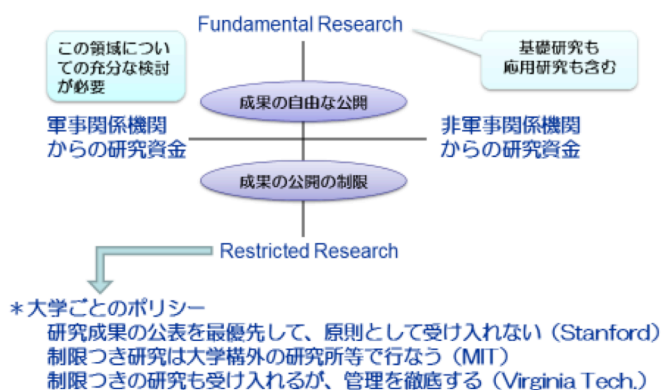
Systematic study directed toward greater knowledge or understanding of the fundamental aspects of phenomena and/or observable facts without specific applications toward processes or products in mind.

Applied Research (6.2)

Systematic study to gain knowledge or understanding necessary to determine the means by which a recognized and specific need may be met.

これがいくつもの大学で審査基準として引用されているものです。ところが少しややこしいのは、アメリカにおける研究資金には別の整理の仕方があるということが紹介されました。

アメリカにおける研究資金と成果の公開性



24

それによりますと、軍事関連機関からの研究資金か非軍事関連機関からの研究資金かを問わず問題は研究の自由な公開が認められるのか制限されるのかというところにある。Fundamental ResearchとRestricted Researchとわけてある。

Fundamental Researchの中には基礎研究も応

用研究も含むとなって、問題は左上の象限、つまり軍事関係機関からの研究資金だけでも研究成果は自由である、制約をつけないというのがあるということが紹介されました。

こういうことを前提に各大学は独自のポリシーを持っている。研究成果の公表を最優先して、原則として受け入れないという大学と、受け入れるけれど大学のキャンパスとは別のところに研究所をもって行なうか、あるいは受け入れるけれどそのかわり管理を徹底するというところがあるのです。

この整理と先ほどの「6.1」「6.2」とがどういう関係にあるのかは私も十分整理できていません。このあたりのことをきちんと検討することが必要だろうと考えています。と言いますのはDARPAは科研費と同様に使い勝手が良い、自由であるという理解があるからです。検討委員会の中では現実にはそう簡単ではないだろうという意見が出ています。アメリカのことですから契約書をきちんと作っているわけです。契約書に何と書いてあるかということを中心に読んで、どういう性格の資金か、どういう条件がついているのかいないのかということに目を配る必要があることが強調されました。

残された課題のもう一つは、あとでも述べますが、総合科学技術・イノベーション会議を「司令塔」とする政府の科学技術政策全体に「デュアルユース技術」の開発推進の視点を貫くことが強調されています。そういうことを前提に企業と大学との連携（産学連携）をいっそう進めることが強調されています。このような中で、「安全保障技術研究推進制度」を媒介とする企業と大学との連携だけではなく、防衛装備庁を直接の資金源とするもの以外の官産学間の資金の流れができてくる、あるいはすでにあると考えられますので、それについても軍事的安全保障研究の観点から注意を向けることが必要であろうと思います。

2. 軍事研究を問う3つの次元

今回、初めて3つの次元を定義してみました。3つの次元と言っても相互に関連しますのでこれがどのような意味があるか、皆さんの意見もうかがいたいと思います。

2.1 〈学問の自由〉

(1)なぜ、学問の自由という視点を前面に押し出したのか？

学術会議の「声明」はこう書かれています。

「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明(1950年と

1967年声明)を継承する。」

なぜ、学問の自由という視点を前面に押し出したかという問題です。検討委員会の審議事項1「50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか」について、委員のあいだに認識の相違がありました。「米軍と一体化した自衛隊の活動範囲の国外へ拡大」している、などが新しい条件であると私は考えます。

他方、これとは違った認識を示す方もいて、民主国家となった日本であるから、政府と大学との関係も戦前とは違ったものとなっているので、戦前に対する反省（これは50年声明に表れているわけですが）を確認することにどういう意味があるか、時代が変わっていることを強調する意見がありました。

もう一つより重要なのは、戦争目的の研究を規制するということと、自衛目的の研究を容認することとは両立するという意見があったことです。これはどういうことかということ、日本は憲法の下で「戦争」を放棄している、したがって自衛隊が戦争をすることはない、自衛隊が行う行動は自衛のためであり、したがって軍事目的の研究を否定した50年声明は堅持するべきだが、そのことと自衛目的の研究をすすめることは矛盾しないという、多数ではありませんが有力な意見があったのです。

こういう状況の下で両声明を堅持するということにも疑問の意見があったわけですが、堅持するということをする場合でもその意味については違いが存在し、今日的な問いに正面から応えることにはならない。そこで両声明を発展的に今日的にとらえ直して継承する必要があった。

そこで、多様な意見を含む科学者コミュニティが最大限一致することの可能な視点として、憲法9条ではなく憲法23条が選定されたのです。比喩的に申しますと、近年立憲主義が様々な考えの一致点として掲げられています。憲法9条に対する考え方も、例えば自衛隊は憲法違反かどうかで違いがあります。さらに集団的自衛権を認めてもよいが、認めるならば政府の解釈ではなく、憲法を変えて正面からという考えもあり、これも立憲主義に含まれます。立憲主義を掲げる場合、憲法9条についての様々な考えを包含しているわけです。立憲主義は平和主義を擁護するという文脈のもとで安保法制を巡って出てきたわけですから、平和主義と無関係ではないですが、平和主義の課題は立憲主義擁護に解消されるわけではありません。

同じ様に、2つの声明の「戦争を目的とする研究」を拒否するという精神を「継承」としているわけですから、新しい声明も受け継いでいるわけですが、「学問の自由」ということを言えばそれですべて二つの声明の精神を汲み尽すことになるかと言われればそうはならない。したがって「学問の

自由」ととどまらないで、科学者の自覚的責任や平和の構築という別の次元の検討を独自に行う必要があるということが私の考えです。

時間がないので、あとは結論的なことだけ述べたいと思います。

(2)学問の本性としての普遍性・公開性と軍事の本性としての友敵性・秘密性とは、根源的な緊張関係にある。

友敵性とは敵・味方の区別ですね。普遍性・公開性と友敵性・秘密性とは、根源的な緊張関係にあるということです。この緊張は、現に、「懸念活動」の恐れのある者に対する「機微技術」の流出を防止するため、外為法にもとづく安全保障輸出（貿易）管理の形で存在し、また軍事研究をいっそう推進しようとする立場からも、情報管理の重要性が自覚されているわけなので、軍事研究に秘密管理が重要だということは論じられているわけです。

安全保障輸出（貿易）管理の説明を掲げます。

「武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐ」ための先進国を中心とした国際的な枠組みにもとづく輸出等の管理。

それについて私立大学の見解を紹介します。今のままでは非常に危ない、自由な研究ができるかどうか危ないという申し入れがされています。

《日本私立大学団体連合会「安全保障貿易管理制度変更に係る懸念について」2017.1.18》

「大学の技術情報（流出防止）管理に関する運用は、『誰が誰に何をどこまでどうすればよいのかが明確でない』ため、大学によってはリスクを避けるため過剰に安全サイドで運用する、場合によっては一部の海外国・地域・特定機関との交流に対して過度に萎縮してしまうということがすでに現状でも見られており、さらにその傾向が強まる懸念を強く抱きます。」

次に経団連の意見です。大学との連携を強化すべきだが、情報管理に留意すべきと言っています。

《日本経済団体連合会「防衛産業政策の実行に向けた提言」(2015.9.15)》

防衛省が関係省庁と連携した研究開発プログラムも重要である。来年3月に策定される第5期科学技術基本計画の検討においてもデュアルユース（軍事・民生両用）の重要性が指摘されており、政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである。こうした観点から、総合科学技術・イノベーション会議との連携を図り、革新的かつ非連続的な技術開発を行うImPACTを拡充・強化するなどの取組みを進めるべきである。

また、基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである。その際、大学には、情報管理に留意しつつ、安全

保障に貢献する研究開発に積極的に取り組むことが求められる。本年度から、防衛省が大学等を対象として実施する安全保障技術研究の拡充も必要である。

次は自民党の昨年の提言ですが、安全保障技術研究を担う意欲のある大学については、セキュリティクリアランスを付与する大学として実現するとしています。秘密条項を扱うものにはどのような資格が求められるかを明確にし、この人については秘密条項を提供してもよいと言う資格を認定する。そういうことを整備しながら大学で軍事研究を推進しようと言っています。

《防衛力を支える基盤の構築に関する提言 (2017.6.20 自民党安全保障調査会)》

基礎・基盤技術の研究、デュアルユース技術の研究開発の観点から、高度な人材を発掘するという視点も含め、大学側の積極的な参画を期待。

意欲のある大学については、セキュリティクリアランスを付与し、研究面や財政面を含め、支援をする制度を構築。

国家安全保障に資する先端技術が意図せず流出しないよう、関係省庁が緊密に連携し、産業のみならず、学術的な側面においても厳格な技術管理を行う必要がある。加えて、国家安全保障に資する研究を担う意欲のある大学については、国公立・私立の区別なく、セキュリティクリアランスを付与する大学として指定し、政府として研究面や財政面を含め積極的に支援するような制度を構築すべきである。

なお秘密取扱者適格性確認制度（セキュリティクリアランス制度）は2007年8月のカウンターインテリジェンス推進会議で決定された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に明記されています。

(3) 研究の適切性を研究機関等が判断することを「学問の自由の侵害」と考えるべきではない。

研究の適切性については、科学者本人が判断するだけではなく、大学等の各研究機関等が責任をもって判断すべきである。このことを「学問の自由の侵害」と考えるべきではない。学問の自由とは、何よりも政府による学問への介入からの自由を意味する。

研究の適切性について、本人または大学が自己規律によってコントロールすることは、当然の責務であるという考え方を明確にしています。

「研究の適切性について、学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティが規範を定め、コミュニティとして行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない。」（「報告」）

「生命科学分野の研究倫理規制はすでに広く行われている。また、わが国では原子力の軍事利用にかかわる研究は、「非核三原則」や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。物理分野においては、軍事的安全保障研究についての自己規律が試みられてきた。」（「報告」）

(4) 自由で国際的にも開かれた空間を確保することは大学の責任である。

そこで大学ですけれども、自由で国際的にも開かれた空間を確保することは大学の責任である。特に大学は教育を担っています。留学生もいます。仮に研究所で軍事研究を行うということを選択した場合には、そこに出入りすることのできる人とできない人を仕分けするという問題が生じます。そういう性格の問題なのです。

(5) 「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を…技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。」

声明の第4パラグラフで各大学については審査制度を設けることを求めています。研究の出口を管理することは難しいので、まずは入り口において慎重な判断が求められるとしています。

(4) 研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

審査の基本的視点は次のことです。

＊「学術の健全な発展」の前提である「研究の自主性・自律性」、とくに「研究成果の公開性」。

＊研究資金の出所等に関する慎重な判断。

＊目的、方法、応用の妥当性の観点からの研究の適切性。

どのような審査制度にするかは各大学が自主的に判断することだろうと考え立ち入っておりません。

【残された課題①】

そこで残された課題ですけれども、各大学等には、「声明」「報告」の指摘に限定されることなく、必要に応じて倫理規定等を見なおすなどして、独自に審査基準や手続を設けることが期待されるということで、例えば、私が第2回検討委員会に提出した「論点整理」の中でなぜ「軍事研究」を問うのか？について3項目あげました。

①軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為

②軍事は「敵味方」の関係を事実上想定

③研究のあり方に影響を及ぼす可能性

このうち②は先ほどの問題につながる。だが①の視点、人の殺傷の可能性を前提とした国家行為を研究すること自体が倫理的にどうなのかが問われるが、これについては学術会議の声明・報告は直接には取り上げていません。

私の大学で学術会議の声明について話した時に工学系のある先生がしっくりしないと発言しました。その趣旨は容認論の観点ではなくて、なぜ端的に武器を作ることをいけないと言わないのか、ということでした。私はもっともだと思いました。そういうことについては学術会議の声明では述べられてはいません。

というわけで各大学は独自に考える必要があると思います。右の表は相当前に整理したものですので大学名については気にしないでください。追加もあるでしょう。

審査の対象は軍事という言葉を使っているところが多いです、あとはデュアルユースです。特徴的なのは豊橋科学技術大学で「戦争を目的にする」としています。戦争という言葉を使っているので一層明確できつと思われるかもしれませんが、逆ですね。日本国憲法は戦争を放棄しているので、自衛隊は戦争はしないという前提で考えています。戦争目的の研究はしないけれど、自衛のための研究は許されるという考えがこの背後にあるのでしょうか。

審査の視点はそれぞれの大学がめざす実体的価値や理念、生命や平和、福祉といったことについては大学がそれぞれ理念をお持ちだと思いますので、それをもとに軍事研究に対するスタンスを打ち出していくということです。先ほどから紹介されている京都大学の軍事研究に対する基本方針も、理念的宣言をされたうえで、軍事研究をしないとなっています。大学の理念を明確にすることが重要なのだらうと思います。そうしたことによって学問の自由に限定されない軍事研究に対する態度が出てくると思います。

【残された課題②】

残された課題のもう一つは、国立研究機関は大学とは異なる性格・ミッションをもっており、また、日本の科学者、とくに理工系の科学者の大半は企業（＝理工系学生の主要な就職先）に所属していることを考えると、〈学問の自由〉の論理が届かない（届きにくい）科学者がいることをどう考えたらよいかという問題があることです。

詳しい説明は省略しますが、検討委員会の審議ではこれは当初から問題でしたが、最終的には、事実上、大学に焦点を当てた見解がまとめられたので問題が残っていることは間違いない。科学者の構成で、理学工学の科学者の大半は企業に所属して研究されているということです。大学だけを対象にしてはこぼれ落ちる分野がある。この二つの残された

《各大学の例：審査の基準と手続き》

＊基準の形式

- ・行動規範、研究倫理規範などの包括的文書の一部

- ・軍事研究に特化した方針の策定

＊審査の対象

- ・「軍事への寄与」「軍事利用」（新潟大学、明治大学、南山大学、滋賀県立大学、長崎大学、琉球大学）、「軍事研究」（法政大学、早稲田大学）、「軍事開発」（立命館大学）、「軍事・国防に直接繋がる研究」「軍事・国防関連の研究」（東北大学、東京工業大学）
- ・「デュアル・ユース（技術）」（北海道大学、首都大学東京、法政大学、関西大学）
- ・「戦争を目的とする研究」（豊橋技術科学大学）

＊審査の視点

- ・それぞれの大学がめざすべき実体的価値や理念・研究の公開性（東北大学、東京工業大学）

＊資金源

- ・防衛・軍事機関からの資金を一般的に否定する（関西大学、同志社大学）
- ・軍事機関からの資金については、基準を設け、それに照らして判断する（東北大学、東京工業大学）

＊審査の端緒

- ・事前相談（北海道大学、法政大学）

＊審査機関

- ・全学委員会：研究倫理委員会
- ・大学執行部：研究戦略室（東京工業大学）、戦略企画会議/安全保障研究に関する専門部会（豊橋技術科学大学）

＊類型的審査

- ・一定の制度について、包括的に判断
「安全保障技術研究推進制度」への応募は（今年度は／当分のあいだ）認めない（北見工業大学・室蘭工業大学・帯広畜産大学、東北大学、法政大学、滋賀県立大学、関西大学、徳島大学、高知工業大学、長崎大学、琉球大学ほか）

- ・個別的に審査

NB. 北海道大学に対する情報開示請求：学内手続、契約書など

《日本の科学者 88 万人の構成（文部科学統計要覧 2017、2015.3.31 現在）》

		企業	大学等
理学	16.9 万	76%	18%
工学	43.3 万	87%	10%
農学	3.8 万	39%	32%
保健	13.2 万	12%	83%
うち医学・歯学	9.0 万	1%	96%
人文・社会科学、その他	10.3 万	7%	89%

課題は〈科学者の社会的責任〉という次元での検討を必要としています。

2.2 〈科学者の社会的責任〉

(1)日本学術会議は、以下のような科学者像を想定し、代表することを自認している。

そこで科学者の社会的責任ということですが、日本学術会議は科学者像を想定しています。「科学者の行動規範」という文書がありますが、そこでこういう科学者の姿を掲げています。

「このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。」(日本学術会議前文)

そのうちの 하나가次の(2)です。

(2)科学者には、科学の成果がどのように利用される可能性があるかについて自覚し、必要に応じて適切な対応を行なう社会的責任がある。

以上は一般的に言われることですが、今日私が強調したいと思っていることは次の(3)です。

(3)自らの研究がどのような社会的条件(大学の自治のような制度的環境、研究補助者の役割や教育との関係、研究資金の出所など)のもとで行なわれているかについて自覚し、その望ましいあり方について発言することは、科学研究が組織的に行なわれている今日、自分の研究がどう使われるかを自覚することと並んで科学者のもうひとつの社会的責任である、ととらえることが必要ではないか。

国立大学の運営費交付金の削減等が関連してくるわけで、私は学問の自由を〈介入からの自由〉として通常捉えています。それだけで十分でしょうか。自由で多様な学問が展開されるために必要な基礎的条件、学問分野が違いますから何が基礎的条件かを具体化するのには困難ですが、いわば〈標準装備〉として確保する制度や政策を積極的に提起すること、学問の自由を求めるという一見ベクトルの違うものを両立させて考える必要があるのではないか。これは光本さんのご報告とかんげいすると頃だと思えます。

【残された課題①】「学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。」(声明)

これについては省略しますが、日本社会医学会が軍事目的の研究は絶対行わない、そういう研究

は学会誌に掲載しないと明確にされた例があります。

【残された課題②】所属機関のミッションと科学者の社会的責任との関係をどのように考えたらよいか？

国立研究機関は、国家目的に沿った研究をミッションとするという傾向を強めています。(典型は、「我が国の安全保障に資する」ことを法律に明記した宇宙航空研究開発機構)。企業の一部は、武器輸出をテコに軍事産業化を強めています。防衛装備庁には、「防衛装備品」の研究開発を職業とする科学者がいます。

そういう状況の中で所属機関の違いを超えて共通する〈科学者の社会的責任〉や〈科学者の倫理〉について論じることが果たして可能でしょうか？生命科学の分野では、どのような組織に属していても守るべき普遍的倫理を定め、規範化することが追求されています。

軍事研究の分野でも、生物兵器、化学兵器などのように法的な禁止という制約はありますが、それ以外に、内在的な制約を見いだすことは可能だろうか、という問題が残されています。

学協会も大学以外に所属する研究者を会員にしている場合があります。また、少なくとも、国立研究機関と企業については、学生を送り出す教育機関である大学として、意識しておいてよいのではないのでしょうか？

2.3 〈平和の構築〉

(1)「検討委員会では、自衛権についての議論が足りなかった」のか？

「検討委員会では、自衛権についての議論が足りなかった」という意見が委員の中にもありますが、議論が足りないのではなく議論しても答えが出ない。これについてはスライドに書いてありますのでもしご質問があればお答えします。(以下スライドより転載)

集団的自衛権の行使が容認されるという状況のもとで、「自衛」概念は拡散し、そのあり方が国民的論争の対象となっている。科学者もそのような論争の埒外ではありえないが、科学者コミュニティの中にも多様な見解が存在する。そのような中で、日本学術会議が憲法論を含む「軍事的安全保障」のあり方についての考え方を統一的に示すことは妥当かという問題に加えて、仮に考え方が一致したとしても、そこから大学等の研究機関が「軍事的安全保障研究」に対してどのような態度をとるべきかが自動的に導き出されるわけではない。

憲法9条を持つ日本とは異なり、〈軍事〉が

社会に深く埋め込まれ、「軍事的なもの」それ自体の是非が議論の対象となることのないアメリカにおいても、大学が軍事研究に手を染めることについては、とくに研究の公開性という観点から慎重な判断がなされ、各大学でそれぞれのポリシーの選択がなされている。⇒研究は国境を超えて行なわれていることを念頭において、国際的な相互理解を進めることも必要。「声明」の英語版も公表している。

そこで、軍事的安全保障のあり方に対する見解の相違を超えて一致しうる科学者コミュニティに固有の視点として、「学問の自由及び学術の健全な発展」という視点（憲法 23 条の視点）を選択したことは前述のとおり。

自衛についての議論が不十分だった」という一部委員の主張は、このようなアプローチに納得しなかった、ということの意味する。

結論的に重要なことは次の二つです。

(2)「自衛隊は国民的支持を受けており、したがって大学等が自衛目的の研究に従事することは許される。問題は、その範囲であり、それを議論すべきである」という意見は採用されなかった。

(3)「政府と大学との関係は、民主主義の今日、戦前とは異なっている。民主主義国家における安全保障の課題から目を背け、大学だけが『手を汚さない』というのは正しくない」という意見も採用されなかった。

このことが平和の構築との関係では、確認すべきことだろうと思います。しかし残された問題はたくさんある。

【残された課題①】

「学術の中心」（学校教育法）としての大学が「軍事的安全保障研究」について独自の判断基準にもとづいて行動することは、「学術の健全な発展」を「通じて社会からの負託に応える社会に対する責任」（「声明」）をはたすゆえんであるということについて、今日集まっている方にはあまり説明する必要がないのかもしれませんが、「学者は大学で好きなことだけをして、安全保障に関心でいいのか」という意見が国民の中に相当数あるに違いないので、軍事的なものが大学に侵入することの問題性について、国民的理解を得る努力がいっそう求められているだろう。

今のところ、国立ということを理由にやれというところまではいっておりませんが、自民党は一律に研究を禁止するような慣行は見直されるべきと 2013 年に言っています。さらに最近の提言では奨励するという方向です。

《「わが国の研究開発力強化に関する提言（中間報告）」

（自由民主党務調査会 科学技術・イノベーション戦略調査会、2013.5.15）

「議論の過程で、一部の大学がデュアルユース研究を制限していることや、それに関連して研究者が大学から流出している例も指摘された。教育基本法改正により、産学連携などの社会貢献が法的にも位置づけられたことや、デュアルユースの上記のような有用性や専守防衛の視点からの研究の重要性を踏まえ、軍事につながる可能性があることをもって一律に研究を禁止するような慣行は見直されるべきである。」

《防衛力を支える基盤の構築に関する提言

（2017.6.20 自民党安全保障調査会）

「国家安全保障に資する研究を担う意欲のある大学については、国公立・私立の区別なく、セキュリティクリアランスを付与する大学として指定し、政府として研究面や財政面を含め積極的に支援するような制度を構築すべきである。」

様々な政策動向を見ると、国がお金を出している以上国益に沿った研究は当たり前である、さらに一歩進めると国益に反する研究はけしからん、という議論が人文社会科学分野でも出かかっている。これは科研費です。自由な研究なのであまり問題にされてこなかったのですが、次の産経新聞や与党議員のツイッターは、直截科研費でこういう研究をするのはけしからんと言っているわけではないのですが、事実上そういうことを要請するよう聞こえる。慰安婦問題に科研費が使われていることが問題にされ始めています。

《科研費/人文・社会科学も問題視されている》

【産経ニュース】(2017.12.13)

「徴用工」に注がれる科研費 前文部科学事務次官の前川喜平氏は韓国と同調

「KAKEN」という題字が書かれたデータベースがある。文部科学省および同省所管の独立行政法人・日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業（科研費）により行われた研究の記録を収録したものだ。

ここには次のような情報が掲載されている。

「市民による歴史問題の和解をめぐる活動とその可能性についての研究」(東京大教授 外村大ら、経費3809万円)、「戦時期朝鮮の政治・社会史に関する一次資料の基礎的研究」(京都大教授 水野直樹ら、同1729万円)、「朝鮮総動員体制の構造分析のための基礎研究」(立命館大准教授 庵造(あんどこ)由香、同286万円)＝肩書は当時。単年度もあれば複数年にまたがる研究もある。

外村、水野、庵造の3人に共通しているのは、3月25日に長野県松本市で開かれた「第10回強制動員真相究明全国研究集会」で「強制連行・強制労働問題」について基調講などを行ったということだ。

【与党国会議員のツイッター】

科研費については誰でもココで調べることができます。

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/> 人名を検索すれば誰がどんな研究で幾ら貰ったかすぐわかります。「慰安婦」とか「微用工」とか「フェミニズム」とか入れて検索もできます。ぜひ、やってみてください！

私はこれはかなり危うい瀬戸際にあるのではないかと思います。例えば与党議員が学術振興会の職員を国会に呼んでこういうことに科研費を出しているのはどうなんだと聞かかもしれません。学振の職員はどうこたえるか。ちゃんと答えると思いますが、政治家がいろいろ言うのとそれに沿った行動をするということをあちこちで見ているわけです。今のところは小さな声かもしれませんが、ほっておくと主流に出てくる可能性がないわけではない。

【残された課題②】

科学技術政策・大学政策の動向を、学術と大学のあるべき姿、平和の構築という観点から、批判的に分析することが必要である。

第5期科学技術基本計画(2016～2020年度)

④ 国家安全保障上の諸課題への対応

国及び国民の安全・安心を確保するためには、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する。その際、海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクへの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献し得る分野を含む、我が国の安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う。

科学技術イノベーション総合戦略 2017

(2017.6.2 閣議決定)

防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究の推進及び開発サイクルの早い民生技術の短期実用化への取組の推進 【防衛省】

防衛力を支える基盤の構築に関する提言 (2017.6.20 自民党安全保障調査会)

防衛技術と民生技術のボーダーレス化、デュアルユース化を踏まえ、民生先端技術の装備品への適用の短期実用化に係る取組を強化する必要。

安全保障技術研究推進制度について引き続き着実に実施。

このような政府や自民党の動きについて、私の分析を示しておきます。

(スライドの内容を次に紹介します。)

【近年の科学技術政策と軍事的安全保障との関係 予想される方向性についてのまとめ】

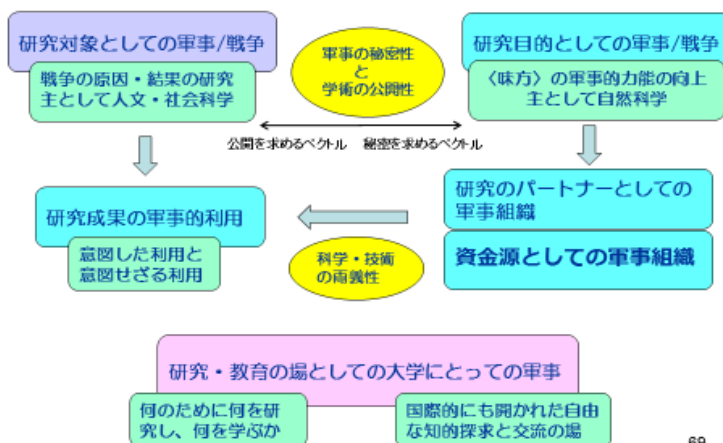
- ① 科学技術政策全体にデュアル・ユース技術の視点を貫く。
- ② 司令塔機能を強化する。
 - ・ 防衛大臣を総合科学技術・イノベーション会議の構成員に：科学技術政策の決定中枢における産軍学の協調体制
 - ・ 「安全保障・科学技術戦略会議（仮称）」：国防関係専門家の助言・勧告機関
- ③ DARPA 型の研究開発モデル
(PD・PO を担い手とする目的志向的、トップダウン的方法) を普及する。
- ④ 国家安全保障に資する研究に大学をいっそう組み込む。
 - ・ ルートは防衛装備庁だけとは限らない。
 - ・ 前提条件は、秘密管理体制の整備。

【残された課題③】

大学は軍事的なものにかかわるべきではないという意味で〈消極的〉な立場は明確にしました。しかし「大学さえ軍事研究にかかわらなければ戦争を防げるのか?」という問いに対する〈積極的〉な答えは出されていない。

学術会議だけでできるものではないが、ここまですでに本気で声明の精神を受け継いだことにはなりません。次は私の考えの図式です。答えにはなりませんけれど、こういうことについても考えていかねばならないと思います。

軍事／戦争は、研究と教育の対象でもある。



3. 日本学術会議の役割をめぐって

これについては時間がなくなりました。ご質問があれば後で受けたいと思います。〈拍手〉

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・西山 勝夫

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に「軍学共同反対連絡会」と明記してください。

小寺 (kodera@tachibana-u.ac.jp) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)